

nollklassen”)などと呼ばれ、義務教育学校内にあるため無償であり、そのために最近では、ほとんどの6歳児はこのクラスに通うようになった。ちなみに、保育所に通えば有料であるため、多くの家庭がこのクラスを選ぶのは当然である。

なお、両親が働いていたり学校に通っている場合、保育施設への入所を希望すると、ほとんどの自治体は3～4か月以内に、これを提供することが可能である。

## 5. 保育の形態および職員配置

低年齢児以外は、伝統的に異年齢児によるグループ編成 (syskon grupp = sibling group = きょうだいグループ) が行われている。1グループの人数の上限は18人で、担当職員は1グループにつき2.5人である。

保育者1人当りの児童数は、以下のとおりである。

- ・保育所……………5人
  - ・プレイスクール(幼稚園)…18人
  - ・家庭保育室……………6人
- ただし、1度に預かる人数は4人以内。
- ・余暇の家(学童保育)…10人

## 6. 保育者の種類および養成教育

スウェーデンの保育サービスに従事するスタッフとしては、次の4種類がある。

- ・就学前教員
- ・保母
- ・リクリエーション指導員
- ・チャイルドマインダー

このうち、保育所とプレイスクール(幼稚園)に勤務するスタッフは、就学前教員と保母である。

・就学前教員 (förskolalärare = school teacher)

・保母 (barnskötare = nursery nurse)

前者は大学の教員養成コースで単位を取得した者であり、後者は高等学校の専門コースで単位を取得した者である。

なお、一定の研修を受講することによって、「保母」は「就学前教員」の資格を取得することができる。

また、一定期間、「保母」としての勤務を経験した者は、大学における実習の単位は免除される。

## 7. 保育に関する費用分担

保育所についてみると、自治体、国、保護者、の費用分担比率は、おおよそ以下のようである。

- ・自治体(コミュニケーション)……………約50%
- ・国……………約40%
- ・保護者……………約10%

保護者が負担する費用は、日本と同様に、所得に応じたスライド制である。

## 8. 就学前保育のためのカリキュラム

1998年1月1日より、就学前保育に関する所管が社会庁から学校庁へ移され、同日に施行された「学校法」の中に就学前保育が組み入れられたのに伴い、就学前保育が学校教育体系の第1段階として位置づけられることになった。

したがって、就学前保育のためのカリキュラムも、他の初等、中等教育のカリキュラムとの脈絡の中で構成されることとなった。

これらのカリキュラムの全体の構成は、次のようになっている。

1. 就学前保育のためのカリキュラム

2. 義務教育学校のためのカリキュラム

ただし、6歳児のクラス(ゼロ・クラス)

のもの、および、学童保育のためのものも含む。

### 3.後期中等教育のためのカリキュラム

「就学前保育のためのカリキュラム」は、以下のような内容になっている。

- (1) 就学前保育の基本的な意味と、その内容
- (2) 目標と指針
- (3) 基準と有用性
- (4) 発達と学習
- (5) 子どもに対する影響
- (6) 就学前保育と家庭
- (7) 就学前保育と、学校および学童保育との協力

就学前保育の、学校や学童保育との協力関係については、次のようなポイントが示されている。

- ・就学前保育のスタッフは、学校や学童保育のスタッフと協力して、知識や経験を交換すること。
- ・三つの機関のスタッフは、それぞれの子どもが必要としている刺激や援助を与えるように協力し合うこと。

### 9.所管が、社会庁から学校庁へ移されたことの背景

このことについては、以下のようなことがらが推測される。

- ・学校教育における子どもたちの学習能力が、以前に比べてかなり落ちているように、人びとが認識していること。
- ・生活態度の面も同様に芳しくない、人びとが見ていること。
- ・これまで、福祉サービスのニュアンス1本でやってきたが、受け入れ面での基盤もほぼ整備され、ほとんどの家庭で保育施設を利用できるようになってきた結果、教育的な内容の面が強く求められるようになったこ

と。

・幼児保育を実際に行うのは地方自治体としてのコミュニケーションであり、中央省庁は基本的な指導理念やカリキュラムを提示する立場なので、中央における行政面での効率化は、実際の運営面での混乱は生じないということ。

### 10.外国からの子どもの問題

外国からの移民や難民の子どもたちのことが、この国の保育の面においても問題となっている。特にスウェーデンの場合は、世界的なレベルから見て、外国の人たちに対する姿勢がかなり寛容であったことも、ひとつの大きな原因となっているように思われる。

また、預かっている子どものことのみならず、保育施設に勤務するスタッフについても、外国からの移民が多く見受けられる。

保育現場で差し当たり問題となることは、子どもの母国語教育のことについてである。スウェーデンの保育のあり方においては、父母が望む場合には、子どもに対して母国語教育をしなければならないという、言わば理想論的な立て前があるため、大変な課題となる。事実、自治体によっては、ほとんどしていない所もかなりあるらしい。

### 11.私的経営による保育所について

スウェーデンの保育所は、かつてはそのほとんどが公営であったが、現在では私的経営によるものが増えており、約1割は私的経営のものとして推定される。

保育所や学童保育の私的経営を推進するために、1992年からは国庫補助が行われ、また、種々の規制緩和もなされている。

私的経営による保育所には、次のようなタイプのものがある。

- ・父母たちによる共同経営によるもの
- ・非営利団体によるもの

- ・教会によるもの
- ・スタッフによる共同経営によるもの
- ・私企業によるもの
- ・住宅会社によるもの

参考資料

- ・Ministry of Education and Science in Sweden: "Curriculum for pre-school" 1998
- ・Upplands Väsby Kommun: "VERKSAMHETSPLAN1999/2000" (Working Plan 1999/2000) 1999
- ・The Swedish Institute: "Childcare in Sweden" 1999.10.
- ・社団法人・生活福祉研究機構「少子化問題調査研究事業・欧州先進国における少子化対策調査研究報告書」1999.3.
- ・The National Agency of Education in Sweden: "Pre-school service", "The Pre-school Class" 2000.1.
- ・荒井 洸 「スウェーデンの新しい保育カリキュラム」こどもの城・保育研究開発部『子育て支援のためのニューズレター』(第6号)2000.3.
- ・OECD" Background Report"

## 1. 保育制度の体系

### (1) 根拠法律

児童保育 (Child Care) は、もともとは社会サービス法 (Social Services Act) を根拠としていたが、1998年1月に関連条文が、学校法 (School Act) に移された。

### (2) 所轄する省庁

根拠法の移行に先立ち、1996年7月に所轄省が厚生省 (Ministry of Health and Social Services) から文部省 (Ministry of Education and Science) に、所轄官庁が厚生庁 (National Board of Health and Welfare) から教育庁 (National Agency for Education) に移行した。

### (3) 保育施設・保育サービスの種類

#### ① 名称

以下の4種類のサービスが提供されている。(p.26-28)

A. プレスクール (förskola/ pre-school)

B. 家庭保育室

(familjedaghem/ family day care home)

C. 開放型プレススクール

(open förskola/ open pre-school)

D. 就学前クラス

(förskoleklass/ pre-school class)

#### ② 目的

Child care 全体の目的は、「高い水準の教育活動により子どもの発達と技能の習得を支援・促進し、国の成長に対する良好な条件の整備に寄与すること」(p.9)である。

個別には、Aは両親が就業・勉強のため面倒を見ることができないか、あるいは身体

的・精神的に特別なケア (障害児など。特に近年多いのは難民の子ども) を必要とする児童、Bは両親が就業・勉強のため面倒を見ることができない児童への保育を目的とする。他方Cは親が子どもの面倒を見ることができない家庭を対象として子どもの遊び相手や親の情報交換の場を提供することを目的とする。

またDは就学を控えた児童の学習能力の向上を主な目的とする。

#### ③ 保育の対象・年齢

A～Cが1～5歳児、Dが6歳児である。ただし子どもが特別なケアを必要とする場合には、対象年齢以上でもAに登録される可能性がある。

もともと6歳児保育はA [正確にはその前身にあたる全日制保育所 (Daghem)]、B、Cと並んで、時間制保育所 (Deltidsgrupper) という施設が主に引き受けていたが、1998年の改正により、無料のDが設置され、時間制保育所は廃止された。

なお0歳児については、9万人前後の新生児のうち55人しか保育制度を利用していない。

#### ④ 職員の種類と配置基準 (p.46)

上記の機関に属する職員の種類は以下の3つである。

i. プレスクール教員 (förskollärare/ pre-school teacher)

ii. 保育士 (barnskötare/ child minder)

iii. 家庭保育士 (dagbarnvårdare/ family child minder)

また職員の配置基準であるが、1校あたりの各種職員の数や割合といった細かい点について、国レベルでガイドラインを出

したりはしていない。

国レベルではあくまで「子どものケアと教育に必要な人材がいること（学校法3条）」という結果基準のみが示されている。

なお地方レベルでは、そういったことを規定しているところがあるかもしれないが、どの程度の地方自治体がそのようにしているのか、ということについてのデータは教育庁では把握していない、とのことである。

#### ⑤設備運営の基準・指針

プレスクールの運営にあたり、国は「カリキュラム」を発行している（家庭保育室の運営もこれに準ずる）が、これは「どのような価値観を重視すべきか」「子どものいかなる能力の発達を促すべきか」「家庭とはどのような関係であるべきか」といった、目的や結果を重視した指針であり、施設のサイズや様式といった手段については、各地方自治体に任せるという立場を取っている。職員の場合と同様に、地方自治体では細かいところまで定めているところがあるかもしれないが、どの程度それが広まっているかは分からない、というのが教育庁の回答である。

#### ⑥保育料に関する公的補助・助成の状況

まず確認しておかなくてはならないのは、スウェーデンのプレスクールは近年までほとんどが地方自治体の運営によるものであったことである。プレスクールに通っている子どもの中で、非地方自治体運営のプレスクールに通っている子どもの割合は13%（1998年）である。これらの施設の大半は民間組織により運営されているが、その半数は親が協同組合を設置して自分たちで運営し、残りの半数もその他の協同組合が設置するケースが多く、日本の感覚で「私立」とは呼びにくいものが多い。なお企業による運営は15%程度である。

また地方自治体運営であってもそうでなくても地方自治体からの補助金額は変わらないし、親の支払う保育料も地方自治体が一括して定める。ただし1999年の教育庁レポートによると、1)地方自治体により保育料にかなりの差があること（例えば平均的な所得の家庭が2人の子どもを週40時間預けた場合、その料金はタダというところから、月4,200SKRを徴収するところまでである）、2)最近のトレンドとして、料金設定が親の所得ベースから、預かり時間をペースとするケースが増えてきた、といった点が明らかにされている。

これらの保育料収入は、1998年には全コストの17%をカバーしている。トレンドとしては、保育料収入の占める割合が高まる傾向にある。ちなみに、すでに③で述べたが、D.就学前クラスは全額公費負担である。

#### ⑦施設数、対象児童数、職員数等

（表1・3）

1998年におけるA.プレスクールの施設数は8,953校であり、1～5歳児の61.2%がこれに通っている。1～5歳児の登録児童数は317,745人で、これは対象年齢人口の61.2%にあたる。職員数は64,492名（54%がi.プレスクール教師、42%がii.保育士、p.73参照）である。

B.家庭保育室の施設数は把握されていないが、職員数が14,638人なので、各職員がそれぞれ別々の家庭で活動していると仮定すれば、施設数も同数程度であると考えられよう。1～5歳児の登録児童数は61,275人で、これは対象年齢人口の11.8%にあたる。

C.開放型プレスクールについては、利用時の登録が不要なため正確な数はわからない。D.就学前クラスについては、6歳児は原則として全員参加である。

なお近年は、Aが増加傾向であるのに対し、B・Cは減少傾向にある。またCの施設数

は1990年の1,600から1998年の928へと減少している)。

これらの理由としては、1) Aの設置が進み、Bの必要性がうすれてきたこと、2)「働く母親」の増加で、A/Bへの需要が伸び、Cへの需要が減少したこと、の2点が挙げられる。例えば、「1998年に0～6歳児の子どもを持つ母親の78%が働き、その半数以上(54%)はフルタイム労働」である)。

#### ⑧開所時間、利用時間、利用方法

例としてストックホルム県のヴァレンデュナ市にある Södra Roslagens Förskolor AB が経営するプレスクールの利用条件について別紙に示す。

#### (4) 職員の資格、養成、現任訓練

##### i. プレスクール教員 (förskolllärare/ pre-school teacher)

3年間の大学教育(幼児教育・家族社会学・教育法・評価法などの理論研修と、実地の教育研修を含む教員養成コース)の履修者。

##### ii. 保育士 (barnskötare/ child minder)

3年間の専門高等学校(通常の高等学校の必修科目の他に、保育や児童心理などの基礎を学ぶ)の履修者。

##### iii. 家庭保育士 (dagbarnvårdare/ family child minder)

全国的に定めた研修ルールはないが、多くの地方自治体では50～100時間の研修を義務付け、履修者に資格証を発行している。

#### (5) 自己評価システムの有無(日常の保育サービスの質を高めるための仕組み)

自己評価の方法としては、保護者参加が大きな役割を占めるものと考えられる

が、その他の仕組みとしては、教育庁(1996年以前は厚生庁)による定期的なサーベイ調査を挙げることができる(p.62)。ただし今後は、活動評価に対する需要が高まり、それに伴って国レベルよりも地方自治体レベルでの評価プログラムの発達が求められると予想されている(p.64)。

#### (6) 保護者の参加の仕組み・不服申し立ての仕組み (p.55-56)

##### ① 入学時の「特別調整機関」

児童が入学後、通常2週間程度は親も施設で一緒に過ごす。また通常は複数の教員グループが一定の児童集団の世話をするという形をとるが、この期間には、特定の1人の教員が担当として割り当てられる。

##### ② 教員-保護者面談

通常1年に2度、1人の児童につき15分から30分程度の面談が教員と保護者との間で行われる。

##### ③ 保護者グループ会合

年に数回、複数の保護者と複数の教員が集まって話す機会が設けられる。

##### ④ 保護者参加活動

遠足や絵画作成など、保護者が参加して行うような活動も、教員と保護者の対話の場として位置付けられている。

#### (7) 就学児童のデイケア・サービス

就学児童(就学前クラスおよび通学児童=6歳以上)へのデイケア・サービスとしては、以下のものがある。

#### E. 余暇センター (fritidshem/ leisure-time centers)

#### F. 家庭保育室 (familjedaghem/ family day care home) (基本的に(3)①のB.と同じ。)

## G. 開放型余暇センター (öppen fritidsverksamhet/ open leisure-time activities)

E、F は親が就労・勉強のために面倒を見てもらえない児童を対象としている。他方 G はそういった制約や登録の必要がない。

なお最近の傾向として、余暇センターとプレスクールが協力・連携したり、物理的にも建物を統合したりという動きが目立っている (p.28)。

施設数・対象児童数・職員数等のデータは付表 2・3 を参照。

### (8) 特別なケアを必要とする子どもへのサービス (p.39-40)

(3)②に示したとおり、身体的・精神的あるいは難民の子どもなどその他の特別なケアが必要な児童に対しては、両親が就労・勉強しているとしないを問わず、プレスクールや家庭保育室に入学する権利が与えられる。またこうした児童はプレスクールにおいて毎日 3 時間の無料ケアを受けることができる。

個別の対応の仕方は各地方自治体に委ねられているが、最近の調査では 90% 以上の地方自治体がこのような特別なケアを必要とする児童のために基金を設けている。ただしこうした児童のために詳細なプログラムを定めている例は少ない。

また病院の小児科では、保育の資格を有する職員が入院児童のケアに対応している。

### (9) 今後の保育サービスの見通し・展望

今後のスウェーデンにおける保育サービスの展望として、政府が挙げている 3 つの優先課題を示しておく (p.68-69)

### ① 就学前教育の普遍化

プレスクールにおける教育が生涯教育の最初のステップであるという立場を取れば、学校に行く児童とそうでない児童がいるというのは問題であるという立場から、4 歳以上の児童について、最低 3 時間の就学前教育を無料で与える、という考え。

### ② 失業者の児童に対する就学前教育の提供

プレスクールや家庭保育室の利用は、「親が就労や勉強をしていること」が基本条件なので、失業者の児童にはこれらのサービスが原則として保証されていない。地方自治体の中にはこれに対応してきているところもあるが、何らかの形で原則を改正する必要がある。

### ③ 親の負担費用の抑制と格差是正

費用設定は地方自治体に委ねられているが、最近のサーベイでは格差が増加し、親の負担費用も全体として増加傾向にあるため、これを是正する必要がある。

---

i ( ) 内のページは、OECD Background Report の参照箇所を示す。

付表1. 就学前学校活動：施設数および対象児童数

1998年10月15日現在	活動 自治体数	活動 施設数	登録児童数<0内は対象年齢の全人口に対する割合>														
			合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1~5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳~
就学前学校活動計	288		399,226 (28.0%)	55 (0.1%)	37,873 (41.8%)	70,240 (73.6%)	79,650 (77.0%)	91,874 (81.7%)	99,383 (84.6%)	379,020 (73.0%)	17,645 (14.3%)	1,130 (0.9%)	778 (0.6%)	455 (0.4%)	91 (0.1%)	37 (0.0%)	15 (0.0%)
地方自治体	288		352,122 (24.7%)	38 (0.1%)	33,522 (37.0%)	61,971 (64.9%)	69,735 (67.4%)	80,886 (72.0%)	88,146 (75.0%)	334,260 (64.4%)	15,570 (12.6%)	1,027 (0.8%)	695 (0.5%)	406 (0.3%)	77 (0.1%)	34 (0.0%)	15 (0.0%)
民間	214		47,104 (3.3%)	17 (0.0%)	4,351 (4.8%)	8,269 (8.7%)	9,915 (9.6%)	10,988 (9.8%)	11,237 (9.6%)	44,760 (8.6%)	2,075 (1.7%)	103 (0.1%)	83 (0.1%)	49 (0.0%)	14 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (0.0%)
就学前学校	288	8,953	337,935 (23.7%)	39 (0.1%)	30,521 (33.7%)	57,547 (60.3%)	66,635 (64.4%)	77,770 (69.2%)	85,272 (72.6%)	317,745 (61.2%)	17,645 (14.3%)	1,130 (0.9%)	778 (0.6%)	455 (0.4%)	91 (0.1%)	37 (0.0%)	15 (0.0%)
地方自治体	288	7,108	293,126 (20.6%)	23 (0.0%)	26,478 (29.2%)	49,811 (52.2%)	57,209 (55.3%)	67,286 (59.9%)	74,495 (63.4%)	275,279 (53.0%)	15,570 (12.6%)	1,027 (0.8%)	695 (0.5%)	406 (0.3%)	77 (0.1%)	34 (0.0%)	15 (0.0%)
民間	213	1,845	44,809 (3.1%)	16 (0.0%)	4,043 (4.5%)	7,736 (8.1%)	9,426 (9.1%)	10,484 (9.3%)	10,777 (9.2%)	42,466 (8.2%)	2,075 (1.7%)	103 (0.1%)	83 (0.1%)	49 (0.0%)	14 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (0.0%)
家庭保育室	285		61,291 (10.3%)	16 (0.0%)	7,352 (8.1%)	12,693 (13.3%)	13,015 (12.6%)	14,104 (12.5%)	14,111 (12.0%)	61,275 (11.8%)							
地方自治体	285		58,996 (10.0%)	15 (0.0%)	7,044 (7.8%)	12,160 (12.7%)	12,526 (12.1%)	13,600 (12.1%)	13,651 (11.6%)	58,981 (11.4%)							
民間	22		2,295 (0.4%)	1 (0.0%)	308 (0.3%)	533 (0.6%)	489 (0.5%)	504 (0.4%)	460 (0.4%)	2,294 (0.4%)							
開放型就学前学校	180	928															
地方自治体	175	862															
民間	21	66															



付表2. 就学児童へのケアサービス:施設数および対象児童数

1998年10月15日現在	登録児童数<( )内は対象年齢の全人口に対する割合>														
	活動 自治体数	活動 施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳～
就学児童ケ サービス活動計	288		321,729 (33.8%)					530 (0.5%)	75,229 (59.3%)	88,275 (70.0%)	80,449 (63.2%)	55,804 (46.4%)	15,443 (13.2%)	5,886 (5.3%)	2,113 (1.9%)
地方自治体	288		307,511 (32.3%)					456 (0.4%)	70,288 (56.9%)	84,667 (67.2%)	77,202 (60.7%)	53,106 (44.1%)	14,610 (12.5%)	5,321 (4.8%)	1,861 (1.7%)
民間	154		14,218 (1.5%)					74 (0.1%)	2,941 (2.4%)	3,608 (2.9%)	3,247 (2.6%)	2,698 (2.2%)	833 (0.7%)	565 (0.5%)	252 (0.2%)
余暇センター	288	5,796	301,033 (31.7%)					530 (0.5%)	66,069 (53.5%)	82,921 (65.8%)	76,225 (59.9%)	53,247 (44.2%)	14,515 (12.4%)	5,516 (5.0%)	2,010 (1.9%)
地方自治体	288	5,320	287,364 (30.2%)					456 (0.4%)	63,394 (51.3%)	79,412 (63.0%)	73,061 (57.4%)	50,613 (42.0%)	13,690 (11.7%)	4,977 (4.5%)	1,761 (1.6%)
民間	152	476	13,669 (1.4%)					74 (0.1%)	2,675 (2.2%)	3,509 (2.8%)	3,164 (2.5%)	2,634 (2.2%)	825 (0.7%)	539 (0.5%)	249 (0.2%)
家庭保育室	258		20,896 (2.5%)						7,160 (5.8%)	5,354 (4.2%)	4,224 (3.3%)	2,557 (2.1%)	928 (0.8%)	370 (0.3%)	103 (0.1%)
地方自治体	257		20,147 (2.4%)						6,894 (5.6%)	5,255 (4.2%)	4,141 (3.3%)	2,493 (2.1%)	920 (0.8%)	344 (0.3%)	100 (0.1%)
民間	17		549 (0.1%)						266 (0.2%)	99 (0.1%)	83 (0.1%)	64 (0.1%)	8 (0.0%)	26 (0.0%)	3 (0.0%)
開放型余暇センター	76	928													

### 付表3. 各施設の職員数

1988年10月15日現在	事務職員	就学前学校教員・保育士・家庭保育士		フルタイム勤務者
		うち女性	うち男性	
就学前学校のみ所属の職員		64,492	63,237	57,848
地方自治体		57,239	56,247	50,515
民間		7,253	6,990	7,333
余暇センターのみ所属の職員		12,497	10,590	10,256
地方自治体		11,822	10,051	9,703
民間		675	539	553
就学前学校・余暇センター両者に所属の職員	7,710	19,144	17,634	10,687
地方自治体	5,869	18,002	16,605	9,774
民間	1,841	1,142	1,029	913
家庭保育室		14,638		
地方自治体		14,184		
民間		454		

## 翻訳資料（開所時間、利用時間、利用方法について）

### ～ストックホルム県ヴァレンテュナ市の Södra Roslagens Förskolor AB の例～

#### 活動形式について

- ・ 就学前学校は、1歳から5歳児を対象とします。

#### 入学への順番待ちについて

- ・ 申し込み日順に順番を待ちます。
- ・ お子様の兄弟姉妹が Södra Roslagens Förskolor AB（以下 SRF）の運営する学校に在籍している、あるいは、していた場合には、優先権が認められます。
- ・ 順番待ちの権利は、お子様が就学前クラスに通う年の7月31日を過ぎると失効します。

#### 入学資格

- ・ お子様の入学は、ご両親が週17時間以上働くか、勉強していることが条件となります。職場、あるいは学校の証明書が必要です。条件に変更が生じた場合は、SRFに新しい証明書をご提出ください。
- ・ 入学には順番待ちをしていただく必要があります。
- ・ 順番が来ても辞退した場合、または返信がなかった場合は、その権利は自動的に SRF が引き取り、他の人に権利を譲ることになります。

#### 特別なサポートの必要なお子様について

- ・ 身体的、精神的その他のサポートが必要なお子様については、必要なサポートが他の施設で得られない場合には入学することができます。市の担当課からお申し込み下さい。
- ・ 保育時間や保育時間の変更については、市の担当課により決定されます。

#### 開所時間

- ・ 開所時間は朝7時より夕方5時30分です。ただし長期的に必要性が認められる場合、6時30分より夕方6時まで延長されます。
- ・ 約款は SRF とご両親との間で結ばれます。お子様のお預かり時間（お引取り時間とお引渡し時間を含めます）を示した特定の書面を作成いたします。この時間が基礎時間となります。時間の変更は、特別の事前の申し出を頂いた場合に限り認められます。また各学期ごとに時間の見直しが行われます。職員の勤務時間は、可能な限りお子様のお預かり時間に合わせて調整いたします。
- ・ ご欠席、またはホリデーの場合は、なるべく速やかに学校にご連絡ください。
- ・ 夏期は、他の学校と合同で活動する場合があります。
- ・ 病気その他の職員の急な欠席により、開所時間に変更になる場合があります。

#### 終了時間後のお引渡し

- ・ 終了時間後のお引渡しが度重なりますと、2倍の料金をご請求させていただきます。

#### 計画相談日について

- ・ 1年間のうち、春と秋の2回に職員の企画日が設けられます。この期間はお子様は施設をご利用できませんので、SRFがお世話の手配をいたします。ただし出来るだけご両親のもとでお引き受けいただけるとありがたく存じます。

#### 育児休暇との関係

- ・ 5歳以上のお子様でも、これから新しいご兄弟・姉妹ができる場合には、2ヶ月以内の通常形態での利用と、それ以降は週24.9時間以内の利用が権利として認められます。
- ・ 片親が育児休暇をとり、もう片親が週17時間以上働くか勉強している場合、その家庭における1歳以上のお子様には就学前学校の利用権が認められます。

#### ご両親の失業

- ・ ご両親が自らの意思に反して失業し、職業安定所に求職中の旨を報告し、また実際に求職されている場合には、お子様に2ヶ月以内の通常形態での利用と、それ以降は週25時間以内の利用が権利として認められます。条件については、就職に伴い直ちに変更することができます。お子様のご利用方針は、ご家族の方と職員との相談により決定いたします。

#### 条件の変更

- ・ ご両親は、仕事・勉強・引越しその他の就学前学校の利用権に影響を及ぼすおそれのある変更について報告する義務を負います。もし誤った報告をしたり報告を怠った場合、お子様は現在の権利を剥奪されるだけでなく、SRFが運営する就学前学校への将来の利用権も失います。

#### 退学について

- ・ ご両親は、お子様が退学される8週間前までに書面でその旨をご報告する義務があります。これは育児休暇により利用されている場合も同様です。ご報告が遅れた場合には、お子様が退学された後にも一定期間は料金が請求されます。
- ・ 料金が支払われなかった場合、または約款と異なる方法で利用権を用いた場合には、利用権を剥奪されます。

この規則と条件はヴァレンテュナ市の就学前学校に対する規則と条件に基づいています。

ニュージーランドでは、1980年代後半より大規模な教育改革が行われ、その一環として就学前の子どもに対する保育および教育サービスの状況も大きく変化した。本稿では、ニュージーランドにおける保育および幼児教育の現状について報告するとともに、日本との比較において注目すべき特徴について考察する。

## 1. ニュージーランドの保育・幼児教育の現状

### (1) 保育・幼児教育行政の所管

ニュージーランドにおいては、保育所、幼稚園ともに教育省(Ministry of Education)所管の幼保一元となっている。

保育所は、もとは社会福祉省(Department of Social Welfare)の所管であったが、1980年代後半の大規模な教育改革の中で、幼稚園同様教育省の所管となり、現在に至っている。

ニュージーランドにおける幼児教育(Early Childhood Education)とは、就学前の子どものための教育およびケアを意味する。このため、教育を重視する幼稚園も、ケアを重視する保育所も、ともに幼児教育サービスに含まれ、教育省の所管となっている。

### (2) 幼児教育サービスの種類

ニュージーランドにおける幼児教育サービスには、利用者数が多い順に、保育所、幼稚園、プレイセンター、コハンガレオ、プレイグループ、家庭保育サービス、太平洋諸島言語グループ、通信学校の8種類がある(図1)。1996年には、幼児教育サービスを受けている子ども163,925人のうち、保育所が

61,597人(37.6%)で最も多く、次いで幼稚園が46,756人(28.5%)、プレイセンターが17,058人(10.4%)、コハンガレオが13,505人(8.2%)、プレイグループが12,770人(7.8%)、家庭保育サービスが7,615人(4.6%)、太平洋諸島言語グループが3,365人(2.1%)、通信学校が914人(0.6%)、免許を得ていないプレイセンターが345人(0.2%)となっている。

サービスの数で見ると合計で3,919ヶ所あり、その内訳は保育所が1,248ヶ所で最も多く、次いでコハンガレオが705ヶ所、幼稚園が595ヶ所、プレイセンターが545ヶ所、プレイグループが486ヶ所、太平洋諸島言語グループが150ヶ所、家庭保育サービスが130ヶ所で、そのほか臨時の保育所(Casual Childcare)が40ヶ所、免許を持たないプレイセンターが19ヶ所、通信学校が1ヶ所となっている。

近年サービスの数が増えているのは、主に保育所と家庭保育である。

以下、それぞれの幼児教育サービスの内容について概観する。なお、ニュージーランドでは、義務教育は6歳からだが、小学校は5歳の誕生日以降であればいつでも子どもを受け入れており、ほとんどの子どもは自分の5歳の誕生日から学校に通い始める。よって、幼児教育サービスは、0歳から5歳未満の子どもが対象である。

#### A. 幼稚園(Kindergarten)

3歳から5歳までの子どもを対象とした教育的プログラム。年少組は週3日、午後のクラスに参加し、年長組は週5日、午前のクラスに参加するのが一般的である。地方によっては移動幼稚園(Mobile kindergarten)がある。幼稚園の先生は、移動幼稚園も含め、教

員免許(Diploma of Teaching)が必要で、教員として登録されている。親もプログラムに参加することが期待されている。

それぞれの幼稚園には親の委員会があるが、運営の責任は地域ごとの幼稚園協会にある。地域の幼稚園協会は、ニュージーランド無償幼稚園協会(New Zealand Free Kindergarten Association)もしくは幼稚園連盟(Kindergarten Federation)のいずれかに属している。

#### B. プレイセンター(Playcentre)

1940年代に始まった親達による協働保育活動。0歳から就学までの子どもを対象としており、異年齢のクラス編成が中心となっている。半日のセッションで、週5日までの利用が可能。すべての親が当番制でクラスの監督を行うほか、訓練を受けた監督者、もしくは親達のグループが、すべてのプログラムの責任を負う。全国的な組織(New Zealand Playcentre Federation)の下に、地域ごとの協会(Playcentre Association)があり、各プレイセンターを管理している。プレイセンターでは、プレイセンターを利用している親を対象とした学習コースを提供しており、コースへの参加が幼児教育の資格取得にもつながる仕組みとなっている。

#### C. コハンガレオ(Te Kohanga Reo)

マオリの文化に根差した幼児教育施設で、ニュージーランドの公用語でもあるマオリ語が用いられる。コハンガレオとは、言葉の巢(language nest)という意味で、マオリ語の教育とマオリ族の発展を目指すものである。コハンガレオは1980年代に急速に増え、マオリ族にとっては主要な幼児教育形態となっている。コハンガレオ・ナショナルトラストという全国組織の下に、地域ごとに管理委員会

がある。政府の補助金はナショナルトラストに支払われ、各地域に配分される仕組みである。

#### D. 保育所(Childcare centres)

ニュージーランドでの保育所とは、前述の幼稚園、プレイセンター、コハンガレオ、太平洋諸島幼児センター以外の幼児教育サービスの施設をいい、その施設の教育哲学や目的などによって、保育所(childcare centres)、幼稚園(kindergartens)、幼児センター(infant centres)、託児所(creches)、就学前施設(preschools)などと称する。保育所は、営利企業が保有するところと、非営利組織(法人組織や慈善トラストなど)が保有するところがある。また、買い物客やスポーツのための託児所、大学キャンパスの託児所、工場の保育施設など、企業や組織が付帯施設として運営しているものもある。すべてのスタッフが訓練を受けている施設もあれば、訓練を受けていない人も含まれる施設もある。

#### E. 通信学校(Correspondence School)

政府が設置している通信学校に、幼児教育も含まれている。3歳から5歳の子どもで、家が遠かったり、病気であったり、移動が多かったりという理由で、幼児教育施設に通うことができない場合、訓練を受けた先生が、親とともに家庭での学習のためのプログラムを組む。本、ゲーム、パズルやテープなどの様々な教材と、その年齢に合った活動についてのテキストが送られてくる。通信学校は、学習上重大な障害を持つ5歳未満の子どものためのプログラムも提供している。

#### F. 家庭保育サービス(Home-based services [family daycare])

家庭保育は、保育を必要としている親と保育者を結び付ける組織化されたシステムであ

る。保育者自身も親であることが多い。訓練を受けたコーディネーターが、家庭での保育の質を管理したり、親や保育者のための定期的な会合を設けている。保育者は、ニュージーランド資格機関 (New Zealand Qualification Authority) が認める訓練のコースに参加することになる。家庭保育には、親が個人的に契約して行うもの(子もり)は含まれない。営利目的で運営されているものもある。

#### G. 太平洋諸島言語グループ(Pacific Islands language groups [PILGs])

太平洋諸島の様々な言語や文化に基づいて、親達が子どもたちの教育を目的に集まる活動。一回半日で週3日以内であれば、プレイグループの1つとして補助金をもらうことができる。グループが発展して免許を持つ認可されたサービス(Pacific Islands early childhood centres [PIECCs])になることもある。サモア、クック諸島のマオリ、ニウエ島、トンガ、トケラウ諸島、ツバル諸島など、様々な言語をカバーしており、英語を含め二言語が話される場合と、その言語だけが話される場合がある。

#### H. プレイグループ (Community playgroups)

子どもの教育を目的に親達が集まるもので、地域をベースにした非営利の活動である。免許の取得は義務づけられていないが、補助金を受けるには教育省が定める基準を満たす必要がある。すべてのプログラムに親の参加が求められる。自治体や教会のホールなど、免許の取得条件を満たしていない場所で運営しているものや、訓練を受けているスタッフのいない親子グループなどがある。プレイグループの多くは免許を持つ認可を受けた幼児

教育施設へと発展するが、その必要性がないと考えるものや、あえてプレイグループのまま止まろうとするものもある。法人組織として登録したプレイグループは、発展途中のグループとして補助金を受ける。

#### (3) 幼児教育サービスの利用時間と利用方法

利用時間については、各サービスごとに決められている。

利用方法については、親が各サービスと直接契約する方法となっている。利用料の支払いも、利用している施設に直接支払う。

#### (4) 幼児教育サービスの利用料に関する補助金および税控除

幼児教育サービスの利用料に関しては、政府の補助金(State funding subsidy)がある。なお、ニュージーランドでは、国立や自治体立といった公立の幼児教育サービスはなく、行政は民間が提供する幼児教育サービスの質の管理と補助金の支給を行うのみである。

補助金は、認可を受けたすべてのサービスについて、共通のレートで支払われる仕組みで、疑似バウチャー制度(quasi-voucher system)となっている。幼児教育施設は、子ども1人1日6時間、週30時間を限度に、補助金を請求できる。ただし、会計年度末より90日以内に会計検査を受けた財務報告書が必要である。

補助金の基本レート(1997年7月1日変更後)は、2歳以上の子どもは1人1時間当たりNZ\$2.43、2歳未満の子どもは1人1時間当たりNZ\$4.84である。スタッフの資格やスタッフと子どもの数の比率などについて、免許の取得に必要な基準よりも高い基準を満たしている施設については、補助金がより高い

レートで支払われる(2歳以上はNZ\$2.70、2歳未満はNZ\$5.38)。なお、幼稚園についてのみ、子ども1人1時間当たりNZ\$3.24のレートで補助金が支払われる。

このほかに、低所得の家庭や特別なニーズのある家庭に対しては、社会福祉省による保育料の補助がある。

1997年度の政府の補助金支払い額は、教育省から支払われる時間当たり補助金がNZ\$277.458mで、社会福祉省から支払われる保育補助金がNZ\$40m程度となっている。自治体によっては、このほかに独自に保育料に関する補助を行っている。

免許の取得を義務づけられていない太平洋諸島言語グループとプレイグループのうち、一定の基準を満たすものについては、教育省の就学前教育部(Early Childhood Development Unit)より、子ども1人1時間当たりNZ\$1のレートで補助金が支給される。限度額は週3日半日で年間40週25人分までで、1つのグループで年間NZ\$9,000までとなっている。

コハンガレオに関する補助金については、コハンガレオ・ナショナル・トラストを通じて分配される仕組みとなっている。

このように、補助金に関して施設の運営主体による格差はないが、非営利の幼児教育サービスに対しては特別に、資本形成のための支援制度が設けられている(Discretionary grants and loans scheme)。

なお、親が働いている子どもの保育料については、保育料の支払い1ドルあたり33セントの税額の割り戻しがある(限度額はNZ\$310)。

#### (5)スタッフの配置基準

スタッフと子どもの数に関する最低基準は表1に示す通りである。

なお、子どもの数について、一度に50人以上の子どもの預からないこと、2歳未満の子どもの一度に25人以上預からないこと、一度に16人以上の子どもの夜中に預からないこと、2歳未満と2歳以上の子どもを一緒に預かる場合には、許可が下りない限り25人以上一度に預からないことが定められている。

そのほか、幼児教育の資格(もしくは100以上の資格ポイント)を持つ人が、常に子どもと一緒にいて責任を持つことが義務づけられている。

#### (6)施設・設備の基準

空間の基準については、家具の置いてある場所、廊下、トイレ、スタッフの部屋、2歳未満の子どものための寝室など、遊びに使えない場所を除いた空間が、子ども1人当たり2.5㎡必要であることが定められている。

屋外スペースについては、子ども1人当たり5㎡が必要とされている。

そのほか、免許を得るための最低基準については、台所、トイレ、洗濯設備、昼寝のための設備、明るさ、換気、音、温度、火災や地震の対応、安全、衛生、食事や飲み物に関する記述がある。

#### (7)家庭保育サービスについて

家庭保育サービスも教育省の所管となっている。基準等については、幼児教育施設について定めた規則(Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990)とは別に、家庭保育の組織や子どもを預かる家に関して指令(The Education (Home-based



care) Order 1992)が出されている。

それによれば、遊びのための室内スペースが10㎡以上あることや、保育者は20歳以上でなければならないこと、保育者は一人以上で、6歳未満の子どもは4人まで、2歳未満の子どもは2人までしか預かれないことなどが定められている。

保育者のネットワークは、一人以上のコーディネーターを置き、コーディネーターは月に一度は保育者の家を訪問して保育の状況を確認することになっている。

#### (9)乳児の保育方法

前述の通り、1997年には0歳児の12.6%、1歳児の31.4%、2歳児の50.1%が何らかの幼児教育サービスを受けているが、サービスの種類を見ると、0歳児ではプレイグループなどの免許なしのサービス、保育所、プレイセンターの順で利用率が高く、1歳児および2歳児では保育所、免許なしのサービス、プレイセンターの順で利用率が高い。

乳児については、このほかに「最初の教師としての親」(Parents as First Teachers=PAFT)というプログラムがある。これは、親が子どもにとって最初の、また最も重要な教師である、という理念にもとづく親教育のプログラムである。3歳までの家庭に対して、無料で、家庭訪問などによって親に対する様々な支援を行っている。

このプログラムは、ハーバード大学の研究をベースにしており、1991年にスタートした。ハーバード大学の研究成果は、1981年よりParents as Teachersという

#### (8)幼児教育サービスの普及率

前述のように、従来は教育省の所管であった幼稚園やプレイセンターが、幼児教育の中心を担っていたが、現在は保育所、家庭的保育サービスもすべて教育省の所管となり、幼児教育の役割を担っている。

1997年には、5歳未満の子どものうち55.8%が何らかの幼児教育サービスを受けている。年齢別に見ると、0歳児では12.6%、1歳児では31.4%、2歳児では50.1%、3歳児では85.9%、4歳児では96.0%となっている。

プログラムとして展開しており、ニュージーランドのほか、オーストラリア、カナダ、イギリス、マレーシアなどでも実践されている。Parents as First Teachers National Center(PATNC)がアメリカのミズーリー州のセントルイスに1987年に設立され、すでに8,000人以上の教育者が訓練を受けている。ニュージーランドでは、1993年にEarly Childhood Development(ECD)が教育省の許可を得て、ニュージーランドのPAFT National Centreを運営することとなった。活動内容としては、ミズーリーのPAT National Centreとの交渉、ニュージーランド版の親教育プログラムの開発、PAFTを実施するにあたっての交渉、PAFTを行う教育者の養成、PAFTプログラムの成果についての調査研究などを行っている。

1993年以来、200人がPAFTの教育者として養成されている。また、マオリの家族向けのPAFT(Ahuru Mowai)が1999年8月よりスタートしている。なお、このPAFTの費用は政府が負担している。

PAFTは、幼稚園、保育所、プレイセン

ターなどにおける幼児教育を補完するという位置付けのプログラムで、具体的には訓練を受けた教育者が家庭を訪問して個別にいろいろアドバイスをを行うことが中心だが、そのほかにグループミーティングを企画することもある。

PAFTにより、親は以下のような問題について、具体的な知識、アイデア、活動、資料などを得ることができる。

- ・子どもにどうやって楽しく、かつ教育的でお金のかからない経験をさせるか
- ・子どもが学ぶ機会として、日常生活の場面をどう生かすか
- ・どうやって子どもを本好きにさせるか
- ・安全でかつ楽しい環境を作り出す具体的なアイデア
- ・子どものしつけの具体的な方法
- ・どうやって子どもの潜在的能力を伸ばしてあげるか

ニュージーランドでは、すでに 11,000 以上の家庭がこのプログラムに参加している。

#### (10) 育児休業制度

親休暇が、出産した母親とその配偶者、5歳未満の子どもと養子縁組した場合に認められる (Parental Leave and Employment Protection Act 1987)。週 10 時間以上、12 ヶ月間以上、同じ雇用者の下で働いていることが、親休暇取得の要件となっている。休暇中、賃金は支払われない。

親休暇は、妊娠期間中に 10 日間認められるつわり休暇 (Special Parental leave)、出産した母親に 14 週間認められる出産休暇 (Maternity leave)、配偶者の出産に際して 2 週間認められる父親休暇 (Paternity

leave)、子どもの 1 歳の誕生日まで (養子縁組みの場合は縁組みしてから一年まで) に両親合計で 12 ヶ月間認められる育児休暇 (Extended leave) からなる。出産休暇の取得日数は、育児休暇の日数から差し引かれるが、父親休暇の取得日数は育児休暇の日数に影響しない。

親休暇が 4 週間以内の場合、雇用主はその雇用を保障しなければならないが、4 週間以上の場合、代替の人を雇うことができる。ただし、休暇からもどった人に対しては、前職と同程度の職を与えることが義務づけられている。

また、妊娠や出産、親休暇の取得を理由とした解雇は認められない。

#### (11) 幼児教育サービスの質向上のための取り組み

幼児教育サービスの評価は、政府の教育評価庁 (Education Review Office) が行う。免許を持ち認可を受けている幼児教育施設については、法律の基準を満たしているか、また施設が掲げる目標が達成されているかどうか、3、4年に一度検査が入ることになっている。また、定期的な検査のほかに、苦情があった場合や問題があると疑われるような場合に、検査を行うこともある。検査で問題があるとされた場合には、その後の対応は教育省の管理センター (Ministry of Education Management Centres) にまかされる。教育評価庁により作成された検査報告書は公開されている。

なお、前述の通り、より高い基準を満たしているサービスについては、高い補助金のレートが適用される仕組みとなっている。

1989年の新しい教育法(Education Act 1989)は、幼児教育サービスに対して、施設の設備等の基準を満たすことによって免許を得るのとは別に、サービスの内容について、教育省が提示する「期待される目標と実践」(Desirable Objectives and Practices=DOPs)に沿って文書化することを義務づけた。この文書(charter)によって、サービスの質が一定に保たれているということが認可され、それに対して政府の補助金が下りる仕組みとなっている。このDOPsは1996年に改定され、1998年の8月より新しいDOPsへの対応が義務づけられた。各サービスが新しいDOPsに対応することを支援する目的で、教育省は1998年にQuality in Actionという手引書を発行している。

1999年には教育省はさらにThe Quality Journeyというサービスの質向上のためのガイドブックを発行した。これは施設が自発的にサービスの質の向上に取り組もうとする際の手引き書であって、これに沿って運営することを義務づけるものではない。サービスの質向上には、子どもの学習(Teaching, Learning and Development)、大人のコミュニケーション(Adult Communication and Collaboration)、組織の運営(Organizational Management)という3つの側面から絶えずチェックをすることが期待されている。それぞれについて目標を設定して、それが達成されているかをチェックするというPlan-Do-Study-Actという継続的な質向上の取り組みが推奨されている。

## (12)延長保育等の特別保育の状況

法律上、一度に16人以上の子どもの夜中に預からないことという規定はあるが、延長保育等については施設ごとの対応となっている。

## (13)幼児教育の内容

幼稚園、保育所、プレイセンター、コハンガレオなどのすべての幼児教育サービスに共通のカリキュラムがある。このカリキュラムは1991年より検討が開始され、1993年の10月にはカリキュラム案がすべての施設に送られ、600人以上の人からカリキュラムについての新しいアイデアや修正事項が寄せられた。これをもとに1996年の6月に完成した。これはニュージーランドの幼児教育における最初のカリキュラムである。このカリキュラムはTe Whariki(テファリキ)とマオリ語で呼ばれ、英語とマオリ語で書かれている。

幼児教育のカリキュラムの内容は、まず大原則として、子ども自らが学ぶこと(Empowerment)、全人的な成長(Holistic Development)、家族・コミュニティーとのつながり(Family and Community)、様々なものの関係を通じての学習(Relationships)の4つが挙げられている。そして、カリキュラムの要素としては、子どもの健康と幸福(Well-being)、子どもの個性(Belongings)、学習における子どもの貢献(Contribution)、コミュニケーション(Communication)、新しい経験を通じた探究(Exploration)の5つが挙げられている。これらの原則および要素を土台に、プログラムが組まれることが期待されている。

#### (14)保育者の資格および養成

ニュージーランドでは、保育所の所管が教育省に移されるなど、教育に重点が置かれている。このため、その教育を担うスタッフの質についての改革の必要性も早くから指摘されていた。幼稚園では従来、3年間の学習により教員免許(Diploma of Teaching)を取得した人のみが採用されているが、幼稚園以外のサービスにおいては教員免許のない人もスタッフとして働いている。幼児教育施設の設立に当っては、国の基準では、一施設に2人以上の免許取得者が必要となっているが、実際は1人確保するのも難しい状況である。

そこで当面の移行措置として、1997年1月より1999年12月までの期間は、一定の幼児教育に関する訓練をポイントとして換算(Early Childhood Point System)して、100ポイント以上の人を教員免許を持っている人の代わりに採用することができることになっている。ただしこのポイントシステムは、あくまで移行措置と考えられており、ポイントを取得したからといって、教員免許を取得することはできない。今後は3年間の学習による教育免許の取得を義務づけるとともに、2002年1月からは2年間の現場での実習を義務づけようという動きが出ている。

現在幼児教育の教員免許をとることができる機関は、オークランド教育大学、クライストチャーチ教育大学ほか計14の機関となっている。

幼児教育に関する資格については、教育大学等で得られる幼児教育の教員免許 Diploma of Teaching(Early Childhood Education)と、大学で得られる幼児教育の

学士号 Bachelor of Education(Early Childhood Education)のほかに、職業に関するあらゆる資格を管理するニュージーランド資格機関(New Zealand Qualification Authority)の枠組みの中での資格がある。国家資格フレームワーク(National Qualifications Framework)は、8つのレベルで構成されており、農業、工芸、ビジネス、コンピュータ、医療、法律、教育など、あらゆる職業に関する資格が含まれている。レベル1~3は中学・高校程度、レベル4~6は専門学校程度、レベル7と8は大学・大学院レベルの資格となっている。このフレームワークの特徴は、どのようなコースを何時間取ったかといったインプットではなく、どのような知識や技術が身についたかというアウトプットを重視していることで、職場での学習など様々な学習機会が資格取得につながるような柔軟な仕組みになっている。このフレームワークの中で、幼児教育に関する資格としては次のようなものがある。

- National Certificate in Early Childhood Education and Care (Parenting Education) -Level 3 親としての学習に対する認定
- National Certificate in Early Childhood Education and Care (Centre-based) -Level 5 施設保育に関する学習に対する認定
- National Certificate in Early Childhood Education and Care (Home-based) -Level 5 家庭保育に関する学習に対する認定
- National Certificate in Early Childhood Education and Care